日刊

(日曜日、



発 行 東京都

### 次

同法第六十二条第一項の規定により、

次のように告示する

項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

目

○都市計画事業の認可

………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

○都市計画事業の事業計画の変更認可(四件)…(同)

 $\overset{\smile}{:}$ 

四

事業地

三

 $\ddot{:}$ 

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可………… ……………(都市整備局市街地整備部再開発課

域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

○保安林の指定予定…(産業労働局農林水産部森林課)…

○森林法第百八十九条の掲示………………(同)…

### 示 公

○警備員等の検定合格者審査の実施 (九件)

○警備員指導教育責任者講習の実施 (二件) …………三

### 告

○認定特定非営利活動法人の認定の失効……

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…一

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……… …………(産業労働局商工部地域産業振興課)…|੫

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……… .....(水道局)…二

1

## ●東京都告示第百九十三号

都市計画法

(昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第

### 告

示

四

事業地

収用の部分

年三月三十一日まで

使用の部分

狛江市駒井町二丁目地内

なし

### 令和四年二月二十五日 施行者の名称 東京都知事 墨田区 小 池

百

合

子

都市計画事業の

事業施行期間 種類及び名称 六号隅田川公園 東京都市計画公園事業第七・八・十

三月三十一日まで

収用の部分

なし

墨田区向島 一丁目及び向島二丁目

使用の部分

各地内

## ●東京都告示第百九十四号

叮 Ŧī.

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき調布都市計画公園事業を認可したので、 都市計画法 令和四年二月二十五日 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一 次のように告示する

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の名称 狛江市

都市計画事業の 種類及び名称 調布都市計画公園事業第二·二·四

事業施行期間 令和四年二月二十五日から令和十一 十号駒井公園

三

## ●東京都告示第百九十五号

八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので により、次のように告示する。 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定 の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千五百六十号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

令和四年二月二十五日

東京都知事 小

池

百 合子

施行者の名称 八王子市

種類及び名称都市計画事業の 八王子都市計画 一号富士森公園 公園事業第六・五

事業施行期間 平成二十七年十月二十九日から令和 八年三月三十一日まで

収用の部分

四

事業地

三

変更なし

使用の部分

変更なし

## ●東京都告示第百九十六号

号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したの 項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千二百五十二 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第  $\triangleright$ 

で、 規定により、 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の 次のように告示する。

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百 合子

施行者の名称 八王子市

種類及び名称都市計画事業の 事業施行期間 三号片倉城跡公園 八王子都市計画公園事業第七・四

平成二十一年九月四日から令和九年 三月三十一日まで

使用の部分 変更なし 四

事業地

収用の部分

変更なし

## ●東京都告示第百九十七号

王子都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、 項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百五号八 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一 四

令和四年二月二十五日

により、

次のように告示する。

東京都知事 小 池 百 合子

施行者の名称 八王子市

種類及び名称 都市計画事業の よどり緑地 八王子都市計画緑地事業第十一号ひ

事業施行期間 平成二十一年十二月十一日から令和 八年三月三十一日まで

収用の部分

(第17524号)

四

事業地

 $\equiv$ 

変更なし

## ●東京都告示第百九十八号

項の規定に基づき昭和六十年東京都告示第千二百三十九号 により、次のように告示する。 同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定 立川都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一

令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百 合 子

施行者の名称 東大和市

都市計画事業の 種類及び名称 狭山緑地立川都市計画緑地事業第九号東大和

 $\equiv$ 事業施行期間 年三月三十一日まで 昭和六十年十一月三十日から令和九

事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

## ●東京都告示第百九十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八

条第一項の規定に基づき千住一丁目地区市街地再開発組合 用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示 の事業計画の変更を認可したので、 同条第二項において準

令和四年二月二十五日

使用の部分

変更なし

まで

平成二十八年四月十三日から令和四年十二月三十一日

事業施行期間

千住一丁目地区市街地再開発組合

組合の名称

東京都知事

小

池

百

合 子

三 施行地区 足立区千住一丁目地内

兀 足立区島根一丁目二番三号 事務所の所在地及び設立認可の年月日

事業計画の変更の認可の年月日 平成二十八年四月十三日

Ŧi.

令和四年二月二十五日

## ●東京都告示第二百号

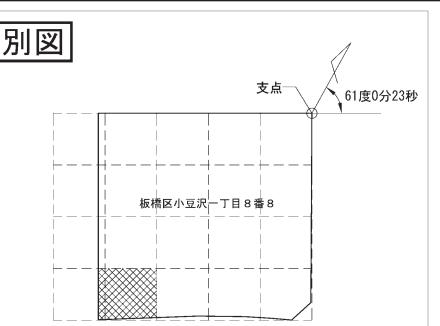
告示する。 項において準用する同条第二項の規定により、 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五 四項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第 令和二年東京都告示第六百七十六号に 次のとおり

令和四年二月二十五日

丁目地内 指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (板橋区小豆沢 百合子

定有害物質の種類 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 六価クロム化合物

講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



【凡例】

指定を解除する区域

単位区画

敷地境界

【支点】

支点は板橋区小豆沢一丁目8番8の 最北端とする。

### 【格子の回転角度(61度0分23秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた 線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、 支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

立木の伐採の限度

3

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

定める標準伐期齢以上のものとする。

次のとおりとする。

「次の図」及び 「次のとおり」 は、 省略し、 その図

場に備え置いて縦覧に供する。 及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役

森林法

(昭和)

一十六年法律第二

一百四十九号)

第三十条

東京都告示第二百二号

### ●東京都告示第1 百

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)

第三十条の

定であるので告示する。 第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予 令和四年二月二十五日

東京都知事 小 池 百 合 子

保安林予定森林の所在場所

大島町野増字大宮上手一七番、

番

二四〇番

同番三、二

四

番一

から同番三まで、

一四〇番

(次の図に示す部分に限る。

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、 択伐による。

2

1

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該

規定により、 示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。 の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なた 同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲 令和四年二月二十五日 保安林を指定する予定である旨を通知した次

東京都知事 小 池 百 合子

## 保安林の所在場所等

八番一及び同番五青梅市御岳一丁目一九衆川彭子	任分析の所不均所   通知の相手方
所権市役	7   打え場所

### 通知の要旨

- (--)したので、森林法第三十条の規定に基づき通知する。 一の保安林について、指定する予定である旨を告示
- 告示第二十一号のとおり 指定後の指定施業要件については、令和四年東京都

### 示 **公**

## 告

◉東京都公安委員会告示第60号

という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 E 

徹

뺼

検定の実施期日及び時間

受付期間

令和 4 年 5 月 28 日 (土曜日) 1

学科試験

午前 8 時30分から午前11時まで

実技試験

2

令和4年7月2日 (土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

検定の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

検定の実施種別

のをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定 規則第1条第3号の警備業務 (雑踏警備業務に係るも

検定予定人員

45名

വ 検定申出の要領

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

検定申出の受付期間

令和4年4月11日(月曜日)及び同月12日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

2

申請手続

03 (3581) 8201

 $\Xi$ 

令和4年4月20日(水曜日)から同月22日(金曜

 $\Box$ までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- 申請書類

3

検定申請書 1通

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が

(イ) 前(2)のイに該当する者は、 かの疎明する書面を要しない。 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ 警備員として属する

検定手数料 13,000円

~1 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 4321 内線30312

実技試験

# ●東京都公安委員会告示第61号

規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」 に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 警備業法 (昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定

令和4年2月25日

2

受付専用電話

午前8時30分から午後4時30分まで

### 東京都公安委員会

委員長 E 

뺍

## 検定の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

 $\widehat{\Xi}$ 

学科試験

午前8時30分から午前11時まで

令和4年7月2日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

検定の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

検定の実施種別

規則第1条第4号の警備業務(交通誘導警備業務に係

るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検

検定予定人員

45名

検定申出の要領

IJ

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと

検定申出は、電話受付のみとし、先着順により

5

T

<u>-</u> 検定申出の受付期間

令和4年4月13日 (水曜日) 及び同月14日 (木曜

日)の2日間

海

申請手続

03 (3581) 8201

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

受付期間

令和4年4月20日(水曜日)から同月22日(金曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい

東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

3 申請書類

J 検定申請書

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面 2葉

Ţ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が

かの疎明する書面を要しない。 (イ) 前(2)のイに該当する者は、 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれ 警備員として属する

検定手数料 14,000円

問合せ先

~1

眉語 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第62号

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 海

審査の実施期日及び時間 令和4年5月28日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

### 驗場

### 審査の実施種別

の検定合格者審査 規則附則第6条第1号の空港保安警備業務に係る1級

### 審査対象者

港保安警備に係る同項に規定する検定であって、 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 項に規定する1級に係るものに合格した者 「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定 同条第

### 5 審查予定人員

### 30名

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこ なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

日)の2日間 令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日

(火曜

P

東

(1) 申請申出の受付期間

午前8時30分から午後4時30分まで

### 2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

### 申請手続

03

(3581) 8201

~1

<u>-</u> 受付期間

令和4年4月25日 (月曜日)から同月27日 (水曜

### までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

### 2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- Ţ う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 とい

### 3 申請書類

審査申請書

7 Y

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 その裏面に 1葉 正面、

ウ 旧合格証の写し

Н

- 国 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住 0
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

### (4) 審査手数料

### 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

# ●東京都公安委員会告示第63号

超相相

03

(3581) 4321

内線30312

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和 4年 2月25日

東京都公安委員会

委員長 E 

海

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

午前 8 時30分から午後 0 時30分まで

審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

### ယ 審査の実施種別

の検定合格者審査 規則附則第6条第2号の空港保安警備業務に係る2級

### 4 審査対象者

港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する空 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

受付専用電話

6 IJ 2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合 30名 審查予定人員 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間

令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第 (3581) 8201 | 察

~1 申請手続 受付期間

日) までの3日間 令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2

受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- :轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- か 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい )の交付を受けた東京都内の警察署

7

3 申請書類

審査申請書

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面 1 崇

ţ, 旧合格証の写し

Н

固 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

- $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
- (4) 審査手数料 4,700円

問合せ先

通門 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第64号

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

> 則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 定する審査 (以下「審査」という。) を実施するので、

> > 戡

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 

徹

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

審査の実施種別 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

定合格者審査 規則附則第6条第3号の施設警備業務に係る1級の検 ယ

4 審査対象者

に規定する1級に係るものに合格した者 駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する常 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

5

申請申出の要領

6

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

国

日)の2日間 令和4年4月18日 (月曜日)及び同月19日 (火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 (3581) 8201

申請手続 受付期間

 $\widehat{\Box}$ 

令和4年4月25日

日)までの3日間 (月曜日)から同月27日 (水曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2

受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を とい

か 。)の交付を受けた東京都内の警察署

3 申請書類

審査申請書

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 その裏面に 1 葉

旧合格証の写し

H 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

> $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

(<del>4</del>) 審査手数料

問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一 03 (3581) 4321 内線30312

庺

重語

◉東京都公安委員会告示第65号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号) 6

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 

海

令和4年5月28日(土曜日) 審査の実施期日及び時間

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

定合格者審査 規則附則第6条第4号の施設警備業務に係る2級の検

4 審査対象者

駐警備に係る同項に規定する検定であって、同条第2項 に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合格し 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する常 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

5

申請申出の要領 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

確定する。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順によ

(1) 申請申出の受付期間

令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

申請手続

 $\widehat{\Box}$ 受付期間

令和4年4月25日 までの3日間 (月曜日)から同月27日 翻水)

2 受付揚所

午前8時30分から午後4時30分まで

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 東京都内の住所地を管轄する警察署 ×

か 管轄する警察署

警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

3 申請書類

審査申請書

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、 1 葉 その裏面に

か 旧合格証の写し

前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

P

Н

明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな

9

6

(<del>4</del>) 審査手数料

問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第66号

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長

徹

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

ယ 審査の実施種別

規則附則第6条第5号の交通誘導警備業務に係る1級

の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

2項に規定する1級に係るものに合格した者 通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交 に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。

冥

審查予定人員

5

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により

(1) 申請申出の受付期間

確定する。

日)の2日間

令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201

申請手続

<u>1</u> 受付期間

令和4年4月25日(月曜日)から同月27日(水曜

日) までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

東京都内の住所地を管轄する警察署

管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

- か う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」 とい
- 3
- 審査申請書
- 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 ,正面,
- Н 旧合格証の写し

か

- P 国 明らかとなる書面 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
- (<del>4</del>) 審査手数料 4,700円
- $\infty$ 問合せ先

指調 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第67号

附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

第6条の規定に基づく検定合格者審査において、 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 規則附則 規

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 徹

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

の検定合格者審査 規則附則第6条第6号の交通誘導警備業務に係る2級

審査対象者

通誘導警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに合 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する交 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

確定する。 なお、申請申出は、電話受付のみとし、 先着順により

(1) 申請申出の受付期間

令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

03 (3581) 8201 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

申請手続

~1

 $\Xi$ 受付期間

令和4年4月25日 (月曜日)から同月27日 (水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次

- 東京都内の住所地を管轄する警察署
- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい

Ţ

3 申請書類

審査申請書

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 その裏面に 1 葉

 $\infty$ 

問合せ先

旧合格証の写し

か

- Н 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- T 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか 前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 4 ယ

## 審査手数料 4,700円

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第68号

第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 則附則第9条の規定により次のとおり告示する 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) (以下「審査」という。) を実施するので、 戡

令和4年2月25日

### 東京都公安委員会

委員長 E 

海

뺼

11

- 審査の実施期日及び時間
- 令和4年5月28日(土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

業務に係る2級の検定合格者審査 審査の実施種別 規則附則第6条第8号の核燃料物質等危険物運搬警備

審査対象者

のに合格した者 同条第2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るも 燃料物質等運搬警備に係る同項に規定する検定であって 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する核 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

30名

申請申出の要領

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

(1) 申請申出の受付期間

確定する

令和4年4月18日 (月曜日) 及び同月19日 (火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

日)の2日間

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581)8201

申請手続

~1

<u>1</u> 受付期間

令和4年4月25日 (月曜日)から同月27日 割水)

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、

警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

東京都内の住所地を管轄する警察署

- 管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」 5
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署
- 3 申請書類
- 審査申請書 1通

横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面

Ţ 旧合格証の写し

氏名及び撮影年月日を記載したもの)

1 葉

- 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- $\widehat{\mathcal{V}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

問合せ先 審査手数料 4,700円

重語 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第69号

則附則第9条の規定により次のとおり告示する 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) 規

令和4年2月25日

### 東京都公安委員会

委員長 F 

海

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日 (土曜日)

午前8時30分から午後0時30分まで

審査の実施場所

2

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鮫洲運転免許試

審査の実施種別

ယ

規則附則第6条第9号の貴重品運搬警備業務に係る1

審査対象者

級の検定合格者審査

### 4

第2項に規定する1級に係るものに合格した者 重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 下「旧規則」という。) 第1条第1項の表に規定する貴 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

S

30名

申請申出の要領

確定する なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

(1) 申請申出の受付期間

日)の2日間 令和4年4月18日 (月曜日) 及び同月19日 (火曜

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

03 (3581) 8201 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

- 申請手続
- $\Xi$ 受付期間

令和4年4月25日 (月曜日) から同月27日 (水曜

 $\mathbb{H}$ までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

東京都内の住所地を管轄する警察署

Y

- 管轄する警察署 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
- う。)の交付を受けた東京都内の警察署 旧規則第8条の合格証 (以下「旧合格証」とい

ħ

申請書類

3

- 審査申請書 1通
- 氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、 上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面 その裏面に 1 葉
- 旧合格証の写し
- 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
- $\widehat{\mathcal{F}}$ 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
- (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
- 審査手数料 4,700円
- $\infty$ 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 4321 内線30312

# ◉東京都公安委員会告示第70号

則附則第9条の規定により次のとおり告示する。 第6条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則 国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 附則 附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年 定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規 第7条第1項の規定により学科試験及び実技試験により判 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

令和4年2月25日

### 東京都公安委員会

F 徹

委員長

뺍

審査の実施期日及び時間

令和4年5月28日(土曜日)

品川区東大井一丁目12番5号 審査の実施場所 警視庁鮫洲運転免許試

午前8時30分から午後0時30分まで

2

審査の実施種別

ယ

級の検定合格者審査 規則附則第6条第10号の貴重品運搬警備業務に係る2

審査対象者

重品運搬警備に係る同項に規定する検定であって、同条 下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する貴 に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以 ;2項に規定する1級に係るもの又は2級に係るものに 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定

審查予定人員

30名

申請申出の要領

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により 申請に先立って、申請申出を必ず行うこと

(1) 申請申出の受付期間

令和4年4月18日(月曜日)及び同月19日(火曜

日)の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

申請手続

<u>1</u> 受付期間

令和4年4月25日 (月曜日) から同月27日 (水曜

日)までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

2

のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする 規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、 ×

東京都内の住所地を管轄する警察署

か 管轄する警察署 旧規則第8条の合格証(以下「旧合格証」とい 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を

3 申請書類

う。)の交付を受けた東京都内の警察署

J 審査申請書 1通

令和 4年 2月25日

13

合格した者

氏名及び撮影年月日を記載したもの) 横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 上三分身、 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、 無背景の縦の長さ3.0センチメートル、 1 葉 . 正面、

旧合格証の写し

Н 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

P 明らかとなる書面 民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住

(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな 営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか

(<del>4</del>) 審査手数料 4,700円

 $\infty$ 問合せ先

電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 4321 内線30312

# ●東京都公安委員会告示第71号

機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年 う。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教 国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとお 育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」と

東京都公安委員会

委員長 E 海

講習の実施期間及び時間 令和4年5月31日(火曜日)から同年6月8日

[水曜

までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号

·般社団法人東京都警備業協会研修室

講習に係る警備業務の区分

 $\omega$ 

発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業 務」という。) 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、 興行場、駐車場、 遊園地等における盗難等の事故の Ĥ

4 講習予定人員 150名

受講対象者

21

<u>1</u> て3年以上である者 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算し

- 2 限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第 委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4 条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに 交付を受けている者 4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安
- 3 務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同 当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上 係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、 1号警備業務に従事しているもの

等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

のに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格し 2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るも 則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第 等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 従事しているもの 定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に 定」という。)に合格した警備員であって、 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 、当該検

6 受講申出の要領

なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。

(1) 受講申出の受付期日

日)の2日間 令和4年4月25日(月曜日)及び同月26日(火曜

午前9時から午後5時まで

2 受付専用電話

·般社団法人東京都警備業協会

03 (3837) 2160

受講対象者の確定方法

3

% 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先す

現に東京都内に居住する者

現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者

申込手続

1

受付期間

電話受付予約終了後から令和4年5月18日 (水曜

日) までの間

午前9時から午後5時まで

受付場所

2

台東区東上野一丁目1番12号

3 申込書類

の書面 各1通

一般社団法人東京都警備業協会

警備員指導教育責任者講習受講申込書

前記5の受講対象者に該当することを疎明する次

(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従 履歴書 面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び 事していたことを証明する警備業者が作成する書

に代えて提出すること 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 についてやむを得ない事情がある場合には、当該 備業務従事証明書を提出することができないこと ただし、警備業者が既に廃業しているなど、

(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し

(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないこと

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

- ユ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の 9 合格証の写し
- t) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 学務従事証明書に代えて提出すること。

- ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに 該当することを疎明する次の書面 各1通
- 7) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面
- (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。
- 8 受講料納入手続

15

· (1) 受講料納入の受付期間 令和4年5月24日(火曜日)及び同月25日(水曜

日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビ) 一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

47,000円

問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会電話 03 (5818) 6070

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係電話 03 (3581) 4321 内線30312

2

# ◉東京都公安委員会告示第72号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月25日

東京都公安委員会

委員長 山 口

海

ulu T

令和4年5月9日 (月曜日) から同月11日 (水曜日)までの3日間

講習の実施期間及び時間

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは 車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所 における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務を

講習予定人員

いう。以下「2号警備業務」という。)

70名

5 受講対象者

法第2条第1項に定める警備業務のうち、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同 7等以上の知識及び能力を有すると認める次の者
- ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。)に合格した警備員であって、当該検 定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に 従事しているもの

受講申出の要領

6

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 守する。

(1) 受講申出の受付期日

令和4年4月6日(水曜日)及び同月7日(木曜

日)の2日間

午前9時から午後5時まで

(2) 受付専用電話

般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (3837) 2160

(3) 受講対象者の確定方法

受講対象者のうち45名は、次に掲げる者を優先する 現に東京都内に居住する者

J

- 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者
- (1) 风斗曲曲

申込手続

(1) 受付期間電話受付予約終了後から令和4年4月21日(木曜

日)までの間 午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗

般社団法人東京都警備業協会

甲込書類

3

- 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 責任者講習修了証明書の写し 1通
- 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通

Ţ

(7) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該

- 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 に代えて提出すること。
- (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
- 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(T

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

- (二) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の 合格証の写し
- (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の 合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通

Н

- (7) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面
- (イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業

17 令和4年2月25日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17524号) する。 四十三号) 施行条例の施行に関する規則 効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法 条第一項の規定により、 9  $\infty$ <u>-</u> 3 2 2 =特定非営利活動促進法 問合せ先 日)の2日間 受講料納入手続 令和四年二月二十五日 受付場所 指語 受講手数料 受講料納入の受付期間 認定特定非営利活動法人の認定の失効について 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第 一般社団法人東京都警備業協会 14,000円 台東区東上野一丁目1番12号 令和4年4月27日 ずれかの疎明する書面を要しない。 ·般社団法人東京都警備業協会 ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、 所の所在地を疎明する営業所所属証明書 第二十二条の三の規定により、次のとおり公告 03 03 (3581) 4321 内線30312 公 (5818)東京都知事 6070 認定特定非営利活動法人の認定が (平成十年法律第七号) 第五十七 (水曜日) 告 (平成十年東京都規則第二百 小 及び同月28日 果橋ビル 池 百 合 子 一家 5 三 三 四 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る Ŧī. 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 五. 兀 ア ゥ 定の有効期間が経過したため イ 大規模小売店舗立地法 意見 店舗名 失効年月日 高野 代表者の氏名 名称 縦覧場所 設置者名 店舗所在地 令和四年二月二十五日 令和四年一月十九日 特定非営利活動促進法第四十四日 失効の理由 練馬区西大泉三丁目十三番四十四号 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人首都東京みなと創り研究会 聴取者 概要 収受日 ついて 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に 一男 株式会社ヤオコー ヤオコー小平回田店 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 令和四年二月十日 意見なし 小平市長 小平市回田町三百四十番 東京都知事 (平成十年法律第九十一号) 小 条第一項に規定する認 池 ほ 百 合 子 第八 七の規定に基づき、 七 六 Ŧi. 几  $\equiv$ 七 六 のとおり事業の廃止の届出があった。 水道法 ア ウ イ 店舗名 縦覧時間 縦覧期間 縦覧場所 意見 設置者名 店舗所在地 縦覧時間 縦覧期間 **令和四年二月二十五日** 概要 収受日 聴取者 ついて 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に (昭和三十二年法律第百七十七号)第二十五条の 東京都水道局長 る条例(平成元年東京都条例第十号)に五日まで。ただし、東京都の休日に関す令和四年二月二十五日から同年三月二十 午前九時三十分から午後四時三十分まで る条例(平成元年東京都条例第十号)に五日まで。ただし、東京都の休日に関す 令和四年二月二十五日から同年三月二十 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 令和四年 昭島市長 三井住友信託銀行株式会社 ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで 定める休日を除く。 意見なし 昭島市田中町六百十番地四ほか モリパークアウトドアヴィレッジ 定める休日を除く。 東京都指定給水装置工事事業者から次 (新宿区西新宿二丁目八番一号) 正午から午後一時までを除く。 一月十日 浜 佳 葉子

,	(第17524号)	東	京	都	公	報	令和4	年2月25日	(金曜日)	18
					六八二六	九七八八	六八 九 五	九四三六	七三五三	指定番号
					湯島組	島﨑設計	工 <i>タ ガ</i> イ	トライフ 株式会社	ナカハラ	商号
					眞野 龍太	美	多賀井富男	菅田 貴人	中原淑雅	代表者
				二十六号	一丁目三番		方工戶川区江十二本地三上川一丁目本地三	番十四号 二丁目十二	八番五号 八番五号	住所
					一日一日二十		一 日 月 二 十 十 十	十一日日三年	三十日 月	月廃日止年
電話 ○三(五三二一)一一一(代) 郵16  定  (郵送料を含む。) 印  電話 ○三(三八一二)五二〇一(代) 郵11  東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  [種80]  価  本号   五〇円  所					1		十年	二年	月十	
FSC = 270 Z # FSC* C006270										